## 平和・人権・民主主義を破壊する 集団的自衛権の行使容認した閣議決定に、 断固反対する抗議声明

安倍政権は、7月1日、集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈変更を閣議決定した。戦後築き上げてきた平和主義を根底から覆す明らかな憲法違反であり、断じて許すことはできない。第二次世界対戦の反省と教訓から生まれた平和憲法を踏みにじり、自衛隊の活動を際限なく拡大しかねない暴挙である。

「密接な関係にある他国への武力攻撃」や国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から 覆される明白な危険があること」等といかに限定的であるとしても、閣議決定には、地域的制 限等の具体的な制限がなく、政権の恣意的な判断でどのようにも拡大できる。まさに「集団的 自衛権は行使できない」としたこれまでの憲法解釈を変更することによって、事実上の憲法改 悪となる。自衛隊は海外での武力行使が可能となり、軍隊として戦争に参加するのである。し かも、安倍政権は、今回の閣議決定による集団的自衛権容認とともに、国連決議にもとづく集 団安全保障の参加も可能にし、武力制裁をも認めようとしている。

集団的自衛権の行使は憲法上許されないという見解は、歴代の自民党政権すら30年以上、この立場を堅持してきた。憲法を改定するには、正規の改憲手続きが必要であることはいうまでもない。しかし、安倍政権は国会の議決も国民投票も経ず政権だけの判断で解釈改憲を強行したのである。この暴挙を、断じて許すことはできない。

現行憲法の下で集団的自衛権の行使を容認すれば、戦争放棄の国から、戦争ができる国となり、自衛隊は海外での武力行使によって、軍隊として戦争に参加することとなる。このままでは、近隣諸国との緊張を高め、軍拡を助長し、そして国民や企業が武力攻撃・テロの標的となり、かえって危険にさらすことになることは明白である。

安倍政権は昨年強行採決して成立させた特定秘密保護法によって情報統制による言論弾圧と国民統制・支配を強化し、日本版NSC(国家安全保障会議)の設置、武器や関連技術の輸出を解禁する「防衛装備移転3原則」の閣議決定等をおしすすめ、「戦争のできる国」づくりによる日米軍事一体化にむけた憲法改悪策動を強めてきた。今後、集団的自衛権の行使容認をふまえ、実際の自衛隊が活動できるよう個別の自衛隊法をはじめとした関連法案10数本の改正を予定している。自衛隊の海外での戦闘行為によって日本全体が戦争に巻き込まれる可能性も極めて高くなり、とりわけ米軍基地が集中する沖縄は危険にさらされることが懸念される。

日本は憲法9条の「一切の戦争の放棄」「戦力の不保持」「交戦権の否認」を堅持することにより、戦後69年間、他国に銃をむけることなく、自他国とも一人の戦死者も生み出してこなかった。今回の閣議決定は、自衛隊の活動が非戦闘地域における人道支援活動に限定され、そうした活動の中で培われてきた国際的信頼やこれまでの日本の平和外交の成果を真っ向から否定するものである。

戦後、敗戦の中から恒久平和を謳った憲法の下、平和主義を掲げてきた日本は、重大な岐路 に立たされている。

戦争は最大の人権侵害である。私たちは戦前の歴史的教訓をふまえ、閣議決定に抗議する平 和団体や市民団体、労働組合等、全ての市民と連帯し、平和と人権、民主主義を守る世論を構築、闘いを進めていかなければならない。

最後に、安倍総理の暴挙を許さず、戦争の悲惨さや命や人権の尊さを訴え、平和憲法を守り 抜くために全力をあげて闘い抜こう。

> 2014年7月1日 部落解放同盟大阪府連合会 執行委員長 北口末広